

こちらのカレンダーは、広報から抜き取って見やすい所に貼ってください。

8月 行事予定カレンダー

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
						1
2 彦坂外科 (津島市) ☎25-8355	3 図書館	4	5 弁護士による成年後見・ 相続(生前)相談(予約制) (総合福祉センター) 13:00~16:00	6	7 中村年金事務所による 年金相談(予約制) (市役所) 10:00~15:00	8
9 小西整形外科 (あま市) ☎875-7178	10 山の日 図書館 はせ川外科 (津島市) ☎24-3370	11 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~12:00	12 心配ごと相談所 弁護士による 法律相談(予約制) 結婚相談(予約制) (総合福祉センター) 13:00~16:00	13	14	15
16 服部整形外科皮膚科 (弥富市) ☎65-1200	17 図書館 社会保険労務士による ねんきん相談(予約制) (市役所) 10:00~16:00	18 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~12:00	19 心配ごと相談所 行政相談所 (十四山総合福祉センター) 13:00~16:00	20	21	22
23 駅前ふじたクリニック (あま市) ☎462-0222	24 図書館	25	26 特別定額給付金申請締切 (必着) 心配ごと相談所弁護士による 法律相談(予約制) 行政相談所 (総合福祉センター) 13:00~16:00	27	28	29
30 後藤整形外科 (津島市) ☎25-5511	31 図書館 市県民税 2期 国民健康保険税 2期 後期高齢者医療保険料 2期 下水道等使用料 6・7月分	※手話通訳者の設置 毎週水曜日(市役所)9:00~12:00				

問「心配ごと相談所」、「法律相談」、「成年後見・相続(生前)相談」「相続・登記・成年後見相談」および「結婚相談」は市社会福祉協議会 ☎65-8105
※新型コロナウイルス感染症拡大防止により、やむを得ず中止になる場合があります。

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。

2020 8月の 8 暮らしの情報

「お知らせ」「募集」など暮らしに役立つ情報を掲載しています。

お知らせします

特別定額給付金の申請はお済みですか？

市では特別定額給付金(1人一律10万円)の申請書を5月22日に送付しました。申請書の受付期限は8月26日(水)(市役所必着)となりますので、受給を希望される方で申請が済んでいない方は、期日までに申請をしてください。※オンライン申請の場合は8月26日中(午後11時59分まで)に申請を完了してください。

問特別定額給付金室 (内線711~713)

現況届・所得状況届をお忘れなく

次の手当を受給されている方は、毎年1回、現況届・所得状況届の提出が必要です。提出がないと、8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

- ◎児童扶養手当
- ◎愛知県および市遺児手当
※児童扶養手当・愛知県および市遺児手当は提出がないと、11月分以降の手当が受けられなくなります。
- ▼提出期限 8月31日(月)
※7月下旬に対象となる受給者には通知をしています。
- 問市役所児童課(内線155)
- ◎愛知県在宅重度障がい者手当
▼提出期限 8月31日(月)
※7月下旬に対象となる受給者には通知をしています。
- 問市役所福祉課(内線162・163)
- ◎特別児童扶養手当
▼提出期限 9月11日(金)
※8月上旬に対象となる受給者に

は通知をします。
問市役所児童課(内線155)
◎特別障がい者手当
◎障がい児福祉手当
▼提出期限 9月11日(金)
※8月上旬に対象となる受給者には通知をします。

問市役所福祉課(内線162・163)

障がい者手当制度(国制度)

- ◎特別障がい者手当
重度の障がい者有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする、20歳以上の方に手当を支給します。(施設入所者、長期入院者を除く。)
- ▼対象者 次のいずれかの条件に該当する方
 - ①身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを重複して有する方
 - ②身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障がい者有する方
 - ③身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がい者有する方で、他に身体障がい3級相当の障がいを2つ以上有する方
 - ④身体障がい2級(一部を除く。)以上の障がいを有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障がいがまたは病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方
- ▼支給額
【国制度分】月額27,350円
【県制度分】手当の対象者のうち、次に該当する方は、国制度分に加算して支給されます。

- A種 身体障がい1級または2級かつIQ35以下の方
月額6,850円
- B種 身体障がい1級、2級の方またはIQ35以下の方
月額1,050円
- ▼支給できない方
 - ・医療機関に長期入院(3か月以上)している方
 - ・施設に入所している方(施設を退所された場合は、申請するこ

とができます。)
・一定の所得のある世帯の方
◎障がい児福祉手当
重度の障がい者有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする、20歳未満の方に手当を支給します。(施設入所者を除く。)

▼対象者 次のいずれかの条件に該当される方

- ①身体障がい者1級(2級の一部を含む。)の障がいを有する方
- ②IQ20以下の方
- ③①・②と同程度の障がいがまたは病状で、常時介護が必要な方

▼支給額

- 【国制度分】月額14,880円
- 【県制度分】手当の対象者のうち、次に該当する方は、国制度分に加算して支給されます。
- A種 身体障がい1級または2級かつIQ35以下の方
月額6,900円
- B種 身体障がい1級、2級の方またはIQ35以下の方
月額1,150円

▼支給できない方

- ・施設に入所している方(施設を退所された場合は、申請することができません。)
- ・一定の所得のある世帯の方
- ・障がいを事由とした年金を受給されている方

問市役所福祉課(内線162・163)

障がい者手当制度(県制度)

- ◎愛知県在宅重度障がい者手当
▼対象者および支給額(月額)
 - 1種 身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方
15,500円
 - 2種 身体障がい者手帳1~2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方
6,750円(65才以上で新たに手帳を取得した方を除く)
- ▼支給できない方
 - ・特別障がい者手当などの国制度の手当を受給している方
 - ・施設に入所している方
 - ・医療機関に長期入院(3か月以上)している方

令和2年8月 平日夜間・休日診療問い合わせ先

上記カレンダーに記載の当番医療機関については、都合により変更されることがありますので下記の消防署または救急医療情報センターへご確認の上、受診してください。
※午後5時以降は消防署へお尋ねください。 ※あま市の市外局番は052です。
●海部南部消防署 ☎52-0119 ●海部南部消防署北分署 ☎65-0119 ●救急医療情報センター ☎26-1133

診療日	受付時間	診療先
平日夜間および休日(土・日・祝日)	平日夜間	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内科および小児科については、当面の間、平日夜間と土曜日は休診とさせていただきます。 ※病状などのお問い合わせは、受付時間内に直接お電話してください。 ※診療再開については、決まり次第、市ホームページにてお知らせします。 問 海部地区急病診療所(☎25-5210) (津島市莪原町字郷西37) http://amaq.sakura.ne.jp
	土曜日	
	日・祝	
	日・祝	
薬など	内科・小児科	9:00~11:30 13:00~16:30
	歯科	9:00~11:30 14:00~16:30
	外科	9:00~17:00
	くすり・医療用品などに関する緊急の相談・質問などは右記へお問い合わせください。	津島海部薬剤師会 くすり安心電話 ☎090-2136-3858 開設時間 21:00~24:00まで